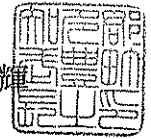




武土収第50号
平成19年5月7日

国土交通省道路局長 殿

武豊町長 舩山芳輝



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

平成19年4月2日付け国道企第114号の依頼については、別紙のとおりです。

別紙

今後の道路政策や道路の整備・管理について

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

1) 安全・快適な道路交通環境の整備

① 渋滞対策としての交差点改良事業の推進

- ・ 都市部の渋滞原因となっている右折車線のない交差点への右折車線設置や信号機の系統化、集中制御化を進め、交通事故対策と併せて幹線道路の交通の円滑化を図る。
→国道247号 石川橋交差点、前田交差点
- ・ 道路新設事業と連携して、歩道設置や交差点改良、視距改良など道路交通環境の整備を進める。

② 事故危険箇所の集中的な対策

- ・ 交差点改良や視距改良を進め、事故件数の増加が著しい車相互の事故削減に努める。
- ・ 簡易パーキング等の整備
高齢者や長距離運転者の疲労に伴う事故防止と地域の交流を促進する道の駅等で簡易パーキングの整備を進める。

2) だれもが安心して利用できる道路交通環境の確保

① 安心して歩ける道づくり

- ・ すべての道路利用者に便利で利用しやすい歩道の整備を図るため、段差のない平坦で幅の広い自転車・歩行者道の整備やわかりやすい歩行系の案内標識の設置を進める。
- ・ 通過交通の進入を抑え、歩行者中心の道づくりを面的に進めるあんしん歩行エリア対策を、住民、交通管理者、道路管理者一体となって推進する。

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

1) 重点整備道路の選択

- ###### ① 厳しい財政状況下にあって道路整備効果を早期に発現するためには、重点的に整備する道路を峻別する必要がある。

道路には幹線道路から生活道路までの機能まで、多様なレベルの機能を有するので、様々な視点から評価し地域の特性や課題を的確に反映するとともに、道路整備の成果をわかりやすい指標で示す事業評価システムの構築を進める。

② 総合的なコスト縮減とリサイクルの推進

限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、建設コスト、ライフサイクルコスト等、総合的なコスト縮減に向けた取り組みを進める。また、建設副産物対策として、リサイクルの推進を図る。

3. その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見

1) 効率的な物流の支援

- ①国際的な物流拠点となる国際空港、港湾へのアクセス性を高めるための道路整備に加え、渋滞箇所の解消等交通円滑化対策により、効率的な物流環境の整備を進める。
→国道247号のバイパス整備、臨港道路武豊線の4車線化、名浜道路の早期事業化

2) 幹線道路の沿道環境整備

- ①騒音や排気ガスなどから地域住民の良好な生活環境を守るため、低騒音舗装や遮音壁設置、環境施設帯の整備など沿道環境対策を進める。

3) 災害に強い街区の形成

- ①道路は街区の形成するとともに、災害時の延焼防止など道路自体が防災帯の機能を有しており、災害が発生しても、被害を拡大させず、安全に非難できる街区の構造にするために、道路を有効に活用して、災害に強い街区形成を進める。

4) 路上工事に起因する渋滞の抑制

- ①路上工事に起因する渋滞の抑制に向けて、工事の実施時期や方法、道路占用者との調整、情報提供などこれまでの対応を検討し、改善する。

5) 財政支援

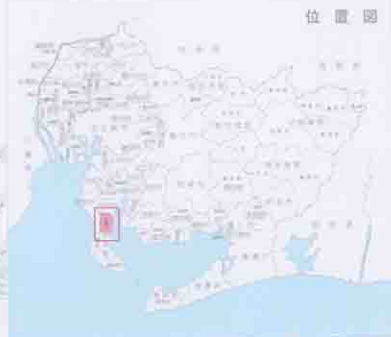
- ①国道や県道、市町村道のネットワーク化を進める上で、予算の裏付けがあってはじめて実行できる観点から、市町村道について、いままで以上に財源の確保に努める。

衣浦西部都市計画区域

武豊町都市計画図

市街化区域	愛知県告示第916号	昭和45年11月24日	(変更)
市街化区域	愛知県告示第428号	昭和53年5月15日	(変更)
用途地域	愛知県告示第73号	平成8年2月22日	(変更)
用途地域	愛知県告示第916号	平成14年12月28日	(変更)
都市計画道路	建設省告示第4194号	昭和41年12月28日	(変更)
都市計画道路	愛知県告示第787号	平成12年10月31日	(変更)
準防火地域	愛知県告示第44号	平成12年10月31日	(変更)
準防火地域	武豊町告示第21号	昭和60年5月11日	(変更)
臨港地区	武豊町告示第8号	昭和42年1月9日	(変更)
臨港地区	愛知県告示第753号	平成元年8月11日	(変更)
都市計画公園	愛知県告示第26号	昭和21年10月11日	(変更)
都市計画公園	武豊町告示第62号	昭和45年12月7日	(変更)
都市計画緑地	愛知県告示第138号	平成10年2月23日	(変更)
都市計画緑地	武豊町告示第19号	平成5年4月11日	(変更)
都市計画基盤	武豊町告示第4号	平成8年2月19日	(変更)
都市計画基盤	武豊町告示第2号	平成10年2月19日	(変更)

位置図



記号

第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域

凡 例	
用途区分	記号
第一種低層住居専用地域	(1)
第二種低層住居専用地域	(2)
第一種中高層住居専用地域	(3)
第二種中高層住居専用地域	(4)
第一種住居地域	(5)
第二種住居地域	(6)
準住居地域	(7)
近隣商業地域	(8)
商業地域	(9)
準工業地域	(10)
工業地域	(11)
工業専用地域	(12)

都市計画区域界	市街化区域界	駅前広場	都市計画道路	立体交差及び橋梁	準防火地域	都市計画公園	都市計画緑地	臨港地区(商港区)	地区計画区域	都市計画基盤
---------	--------	------	--------	----------	-------	--------	--------	-----------	--------	--------

1:10,000

本図における道路の位置、区域の境界はその他略を示すものとす。

本図は、昭和十五年二月測図によるものである。

本図は、昭和十五年二月測図によるものである。